

# 平成21年第3回甲良町議会臨時会会議録

平成21年11月25日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員会委員の選任
- 第5 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙
- 第6 大滝山林組合議会議員の選挙
- 第7 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第8 議案第55号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第9 議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第57号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	山田壽一		

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 村田和久廣

書記 宝来正恵

(午前10時38分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年第3回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 議席の変更を行います。

さきの甲良町長選挙におきまして、11番 北川豊昭議員が立候補、退職され、欠員ができました。よって、会議規則第4条第3項の規定によりまして、本職において、配布いたしたとおり議席の変更をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮寄議員および7番 建部議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、所信表明ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成21年第3回臨時議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

私は、10月の町長選挙で町民の多くの方々のご支持をいただき、初当選をさせていただくことができました。高席からではありますが、厚く御礼を申し上げます。

さて、11月10日に町長に就任し、本日まで休むいとまもなく、元気に日々町長職務を遂行しております。

まず、私が向こう4年間の町政運営を担うにあたり、抱負を述べさせていただきます。

町民代表の議員の皆さんと連携をとり、開かれた町政運営を進めることを基本とし、町政のしっかりとしたかじ取りをしていきたいと思っております。さきの衆議院議員選挙において、54年間続いた自民政権も時の波に押されて惨敗の憂き目に遭い、政権が民主党主導の新しい政権が誕生し、鳩山新政権

がスタートをしました。多くの国民が期待する中、官僚主導から民主党主導の政治構造が固められつつある中、先日から始まった新年度予算の事業仕分けによって交付税見直し、あるいは農道整備廃止等に見られるように、今後は地方の行財政運営にもかなりの影響が出てくることが予測されます。滋賀県における平成22年度、県から市町に対する見直し事業として提示があった事業は59事業あります。13町に影響がある事業は35事業にも上ることが予測されております。いまだに景気回復の兆しささえ見えない中、当然本町においてもそのことを考えた町政運営が必要になり、一段と財政環境は厳しくなることを考えねばなりません。

私の選挙の最大の争点にしました、ふるさと交流村事業については、仮造成のまま雑草が生い茂ったまま放置しておくことによって町民の皆様から大変な批判を受けており、早急に本造成工事に着手し、整地後は、「雨降って地固まる」のたとえにあるように、当分の間、以後の事業は中断をし、農産物あるいは果実品、加工品等、年間を通じて確保の体制づくりに着手しなければなりません。

また、1市4町で取り組みがされている定住自立圏域の協定も済み、既に湖東圏域公共交通活性化協議会準備会設立に向けてスタートするなど、1市4町の広域連携が大変重要であり、この枠組みによって今後はごみ焼却場建設などの課題にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、農業、商工業、観光に力を注ぎ、来年の早い時期に起工式実施の計画もある湖東三山インター開設が起爆剤となって地域の活性化につなげるために、既製事実の事業として進めることが湖東三山インター実現の最善策と認識をして取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

平成22年度、経費削減のキーワード、全職員一丸となって残業時間の短縮のための業務の効率化、新しくオープンとなる子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制、小学生英語教育の強化など、進めてまいりたいと思っております。青少年育成、福祉、環境、農業、商工業、諸課題に向け、今日までの甲良町のよい施策は継承をしながら進めてまいりたいと思っております。当分は単独で生きていく町として集落懇談会も継承し、行政と住民、しっかりと向き合い、ともに知恵を出し合い、汗をかき、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。

都会離れの人が、一度甲良町に住んでみようかなと思ってもらえる、そういう町にするためにも、まだまだ多くの課題がありますが、少しずつ着実に議員の皆さんや職員、町民の声にしっかり耳を傾けて町政運営をしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、就任

のあいさつとさせていただきます。

次に、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第55号は、甲良町職員の給与に関する条例等の一部改正で、民間給与との格差に基づき人事院勧告がなされたことにより、地方公務員についても準拠して改正するものです。

主な改正点は、月例給与を4月にさかのぼって0.24%の引き下げ、期末勤勉手当を年0.35カ月の引き下げ、自宅にかかる住居手当の廃止であります。

議案第56号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、民間給与との格差解消のため、期末勤勉手当を0.25カ月引き下げる改正であります。

議案第57号は、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正で、期末勤勉手当を前号と同率で引き下げる改正であります。

以上、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますことをお願い申し上げます、提案説明といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山田議長 北川町長の所信表明ならびに提案説明が終わりました。

町長の所信表明について、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

濱野議員。

○濱野議員 1番 濱野でございます。

ただいま新町長の所信表明をお聞かせをいただきました。何点か質問もしたいわけなんですけれども、取り急ぎ、1点のみお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

まずもって北川新町長、めでたく当選をされまして、本日、初議会を迎えられましたことを本当に心よりお喜びを申し上げますところでございます。

まず、町長にあたりましては、本当に選挙戦の間、どこの政党、どこの団体からも推せんを受けない町民党で、町の発展のために一生懸命頑張っていくというような訴えをなされておられました。私はどこの政党にも入っておりませんので、よくわかりませんが、町長は議員時代に、特に前与党でございました自民党の地元の重い重責を担っておられたように思います。いまだに入っておられるのか、やめておられるのか、その辺はわからないんですけれども、所信表明の中にもありましたように自民党政権から民主党政権にかわってきたというようなこともございまして、町長におかれましては以前自民党でいろいろと活躍をなされてきました。そういったところで先ほ

どの陳情・要望等についてというようなことで、奥村代行の方からも通知がございましたように、いろんな陳情の形であるとか、そういったことが変わってきたように書いてございます。まず、市町におきましては小選挙区の支部、また、続いて県議会の民主党の先生、また県民ネットワーク、それからまた滋賀県連に行つてとか、いろいろとほんとうに民主党の方にお頼みをするようなことが書いてございます。そういった中で、私、先般も商工会の全国大会に参加をしてまいりまして、直接奥村先生の方からも懇談会がございまして、まさしくこのとおりのことも名言をされておりました。

新町長にとりましては、県や国へのパイプをどのようにとっていくかというのはこれから大変だなというふうに思っているわけでございます。町長におかれましては、8,000人の町のリーダーで、また、会社で申しますと社長であります。どのようなパイプ、どのような経営戦略をとられて今後町政を担っていかれるのか、一言お聞きをいたしたいというふうに思います。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 濱野議員から今ご質問がございました。

私も今回の選挙におきましては、いかなる推せんも受けないで町民党で戦うということを最初から決めておりました。したがって、私と同郷の字である老人会の連合会の会長さんもいらっしゃいますが、その推せんもただかずに、選挙事務所は1枚の推せんのビラも張らずに選挙を戦ってきました。

そういうことで、私は甲良町の町長という形で最終的に就任させていただくということになれば、いろんなカラーを出さないということが一番大事であるであろうというような思いを持っておりまして、この陳情・要望等の用紙は、11月23日に田島環境副大臣に1市4町の首長会でいろんなそれぞれの町の要望を出させていただいたときにこれをいただきました。今日皆さんにコピーをしてお渡しをさせていただいたと。

濱野議員おっしゃるように、私も11月18、19と、全国の町村会で東京の方に寄せていただきました。その日の夜に、奥村展三先生や、あるいは徳永先生、林久美子先生やら、田島副大臣と文科大臣は都合で欠席をされたんですが、それ以外の方はみんなご出席をいただいた。その中でいろんな話をさせていただいて、そしてこのことをしっかり皆さんも認識していただきたいというようなお話もございました。

私は、今回の選挙のときに、本当は自由民主党の籍を置いておりますが、辞職をせないかんなど、離党をせないかんという思いを持っておりまして、先般、甲良支部の自民党支部長に一応、正式な届はしていませんが、お伺いをさせていただいて、町の行政のトップになったという立場上、離党させて

いただきたいという旨のことはお伝えをしております。

したがいまして、今後は町民党の立場で、当然国の陳情においても民主党の幹事会が窓口になるということで、例えば第2選挙区の場合は第2選挙区の事務所を通じてとか、あるいは、ここに書かれておりますように地元の民主党の議員さんを窓口にして順番に上の方に持って行っていただきたいというような言い方もされております。したがって、私はそのことに対して、民主党の方針ですので、それに対して理解をさせていただいて、甲良町がいろんな形でこれからも陳情もあると思いますが、そのときにはそういう方向づけを進めてまいりたい、このように思っております。したがって、最終的には離党ということは、手続を踏んで進めさせていただいているというのが1点であります。

それと、先ほども抱負の中で申し上げましたとおり、非常に景気の方も悪くて、しかも民主党のマニフェストによる事業仕分け、県の方も税収がかなり落ち込むというようなお話も知事からもございます。そういう中でなかなか、民間企業も同じですが、経営戦略、すぐ変えたさかいといってなかなか景気が戻ったりとか、あるいは財政が余裕が出るということはないかもしれませんが、職員の皆さんが一丸となってもらって、最大限切り詰めるところは切り詰めて節約をしてもらう。そして、先ほども掲げさせていただいたとおり、できるだけ残業も減らさせていただいて経費の節減に努めるということから始める。そして、なおかつ事業も、先ほど申し上げましたとおり、先行してどんどん投資するんじゃなしに、慎重に進めさせていただくことによって少しでも財政力を高める。

先般、19日通達で町県民税の滞納者に対する督促状も担当課の方から出させていただきました、町長名で。そういうことで少しでも徴収率のアップも図り、そして節約もするというような形で進めることによって何とか切り開いていきたいというのが今の現状の考えであります。

以上です。

○山田議長 ほかにございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

町長の所信表明と、それに対する質疑ができるということは、この本会議になって初めて議長から宣告を受けましたので、十分な準備をしておりますが、基本的に1点お伺いしたいのは、町長公約の、町長選挙でチラシを配っていただきました。その中に、私どもも共通する部分が幾つかあるなというように思っています。同時に、容認できないところもございます。しかし、論議をしながらいい方向で進められるように、また、町長の所信表明の一番

最初に、開かれた町政運営という点を具体的に一つ一つ進めていただけることを期待をしておるところであります。そういう点では、私ども、また私自身が考えているところ、また、町民からいただいたさまざまなご意見をまぜながら今後提案をしていきたいというように思います。

そこで、お尋ねをする1点は、公約の文章を今日持っておりませんので不正確ですけども、趣旨としては、中に弱い人が生きやすい施策が書かれていました。これを充実させるという内容があったように思います。その点では、具体的に何を指してどういう施策をしようとしているのか、具体例がありましたら示していただきたいなと思っています。

それは、1つに就任のあいさつ、10日の初登庁のときに公民館で就任の訓辞を町の職員の方、それから町民の有志の方と一緒に聞かせていただきました。その中で国際交流事業の廃止を早々と町議の時代にも主張を展開されていたことを表明をされて、来年度になるのかと思いますが、廃止の方向も示されました。そして、職員の適材適所、そしてふるさと交流村の縮小をする方向での見直し、これも明確にされたところでもあります。そういう点では、この弱い人がという中身ですね、どのようにお考えなのかというのを1つ示していただきたいというようにと思っています。よろしくお願ひします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 今の西澤議員のご質問ですが、弱い人というのも範囲が非常に広うございますので、特に今、身体的に弱い人や、あるいは経済的に弱い人、いろんな形があると思うんです。そういう中で、体の、そういう健康上の問題のあるような方についてはいろんな形で福祉施設等、そういうのも順次充実がされてきております。そういう中で、例えば非常に景気が悪なって生活が苦しい。そういう中で、例えばこれから冬になるのに暖房用の灯油も買えないというような人も出てくるのではないかな。そういうことを考えたら、これからそういう施策も、西澤議員もよくおっしゃっておられるとおりでありますので、そういうことも考えていく必要があるのではないかな、そういうような思いをいたしております。

それと、2番目の国際交流事業、これについては、私も初登庁のあいさつで、そういうことははっきりと断言をさせていただいております。もともと私も議員のときから、2年前はニュージーランドに、英語圏のところで国際共通語である英語が勉強できる、そういう場所を必要やということで賛同をしておりましたが、昨年からはホームステイじゃなくて国際交流事業ということで場所変更されました。しかし、それも一理あるかもしれませんが、基本的には中学生のことですので、私はやはり治安もいい、安全な、そしてなおかつ国際舞台で将来羽ばたいてもらいたいということも考えて、共通語である英



語圈の方にシフトを変えたいというようなことから、国際交流事業は廃止をするというんじゃないしにシフトを変えるという形に考えていきたいというように思っております。

あとの件はよろしいですか。

○山田議長 ほかにございませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、町長は所信演説表明の中で、同和問題には一言も触れませんでした。今後、甲良町の課題であるこの同和問題に対してはどういうふうに考えているか、ちょっとお尋ねいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 選挙の私の、マニフェストという大層なものではないんですけども、一応公約という中に、あらゆる差別を許さないということを挙げております。したがって、部落問題の大きな差別、そういうものもあります。したがって、そういうこともしっかりと皆さん研修を積んでいただいて、理解もしてもらいたいということが大事であります。そして、障害者に対する差別、それもあります。女性蔑視の差別、そういうものもあります。そういうあらゆる差別に対して積極的に取り組んでいきたいというような思いは持っております。これからは従来から進められているいろんな研修等を含めて、それは検証してやっていきたいというような思いであります。

○山田議長 ほかにございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 今、町長の就任あいさつを聞かせていただきました。私、選挙期間中、本当に体調を壊しまして、選挙に参画することができず、残念に思っておるところでございますけれども、こういうふうな高席の席で、北川町長にまずもって、ご当選おめでとうと申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

今、所信表明の中で言われましたことも大事なんですけども、選挙期間中に、私は入院していて、ビラ等やら、私の支持していただく方からいろんな形で情報を寄せていただきました中に、選挙期間中に申されたことは、マニフェストまでとは申しませんが、それが住民に浸透をいたしまして現在の北川町長が誕生したというふうに私は思っておりますし、町長みずから言われましたように、選挙の争点が交流村を拠点にした公約で、私は、ほかの部分もあるわけですけども、それが大きな要因となって北川町長の誕生を推し進めたなというような思いがいたしておりますので、まずその点でお聞きしたいんですけども、間違っていたらごめんなさいですけども、まず、

民間企業並みの感覚でもって行政に、行政職員に挑んでいただきたいというメッセージが聞こえてまいりました。

行政と民間企業、本当に民間企業並みの節約は大切なものなんですけども、民間企業並みの精神でもって行政を推し進めてまいりますと、本当にサービスの部分が欠けてしまうというのがありますので、その点の使い分けを行政職員にしっかりと指示もしていただきたいというふうな思いがまず1点ございますのと、一番の争点とされました交流村なんですけれども、町長は縮小、コンビニあるいはレストランは縮小というか、凍結というか、そのような方向で見直しということなんですけれども、いろんな意味で、農業生産者にとっては1日も早い即売所の交流を望まれおる方もおられますし、まだ時期尚早だというふうな意見もありますけれども、町長は、今所信表明の中で、農産品を含めた加工品の確保が大事だというふうなことで、その部分が先だと思えますけれども、今現実に大きな農家が、いわゆる大きな業者と提携をいたしますと、いいとこ食いで最後まで買ってもらえないというような情勢もありますし、個人生産の少しの余り物、現在までですと隣近所におすそ分けという部分が、交流村で即売というふうな形になる話もありますので、現状のあのままの交流村の即売所では到底その要望を満たすことができないだろうと思えますし、農協なり、尼子なり、あそこにパン屋もできましたし、いろんなものが1カ所に私は集中をしながら販売をしていくというような方策が大事だろうというふうに思っております。その点、各生産者の意思統合等が必要でありますし、最後になりますけれども、交流村の委員会がありました。それは当然私は見直してしかるべきものであらうと思うんですけれども、その点、町長の今後の課題であらうと思えますし、いろんな意味で改革をされていくことと思うんですけれども、まず、その辺のところをお聞きしたいと、時間の制約もありますのでよろしく申し上げます。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 まず最初に、いわゆる民間企業並みの行政運営、これは、民間企業の場合は営利を目的としておりまして、厳しく景気が悪くなればリストラ、あるいは生産コストを下げるために人材派遣を入れるとか、下請会社を導入するとか、いろんな形でその状況に応じて張りをつけてすることができるんです。これは社長権限というわけじゃないですけども、経営者の感覚でそれができますが、なかなか行政の場合は営利事業、営利団体ではございませんので、なかなかサービスをきめ細かくするという前提から、そこらは皆さんにそういう民間会社の危機感を持った感覚で業務に携わっていただきたいということが一番大事であらうというふうな私は思いをしております。そのことを皆さんにこれからも周知徹底をしていきたいというふうに思ってお

ります。

それから、交流村縮小、この件については、今までからさんざんお話をさせていただいております。先ほども表現の中で、とりあえず今北落の農産物の直販所で組合員が5、60人というようなことも聞いております。したがって、1年間通していろいろな生産物が確保できるためには、200人、300人という、やっぱり登録者が出てこないことには、これは無理であるという私は思いを持っています。したがって、これからはそのことを担当課、しっかりと進めてもらうというような形で、それがある程度でき上がってくる段階で皆さんと議論しながら、じゃ、どういう方向で直販所を建てるんやという話をさせていただきたい。このように思っております。それは、先ほどのもう一つの藤堂議員の質問に、生産者の意思統合、これにも関係のしてくる部分ではないかなというように思います。

それと、計画推進委員、これは今現在6月1日から2名の方が業務をされておりますが、私は個人的には、まだそこまでその実績がどこまで出ているかいうところの把握と精査ができていません。したがって、これからしっかりとそこら辺は見させていただいて、必要であれば契約が切れる時点でいったん打ち切るということも考えねばならないというような思いをしております。

それと、運営協議会、今15名でしたか、の運営協議会のメンバーがおられます。いろいろと議論をされているようですが、これも私も中身を一度も拝見をさせていただいていませんし、内容ももうひとつ定かでもございませんので、今度、運営協議会の会長の内田さんも個別に会談を申し入れをされております。そういう部分でお話も聞かせていただきながら、今後、運営協議会はどういう方向で進めるんやということもしっかりと話し合いをさせていただきたい、このように思っています。

○山田議長 ほかにございませんか。

○藤堂与三郎議員 ほうぼうに散らばっている直売所を統一する意思はあるのか、ないのか。先ほどの質問の続きです。答弁が抜けてあるだけです。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 それは、グリーンあいは、尼子のむらづくりがもともとの駐在所の跡地を借りて、そこで今現在も農産物の直販をやられておられます。その農産物直販をやられているグリーンあいは、またファンの方もおられて、土曜日、日曜日の開設ですが、買いにみえてこられる人もおられるということもありますので、ここらは、じゃ、交流村の方で農産物直販所をつくったからみんな周りのそういうところは閉鎖せえというようなことじゃなしに、どういう形で参画ができるかということをそれぞれの直販所の方々ともやっ

ぱり協議をするということが大事ではないかなど。そして、そういう中からお互いに共存共栄できる体制をつくる、共倒れにならないためにも、ということを考えていくということが大事やと、私はそう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○山田議長 よろしいですか。

時間の都合上、これをもって質疑を終わります。

ここで、諸般の報告をいたします。

本日、本会議前に開催されました予算決算常任委員会におきまして、委員長の互選が行われました。その結果、予算決算常任委員長に藤堂与三郎議員が互選されましたのでご報告いたします。

次に、日程第4 議会運営委員会委員の選任をいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において予算決算常任委員長の藤堂与三郎議員を指名いたしたいと思えますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催され、委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長の互選をお願いいたしたいと思えます。

ここで、議事上の都合により、しばらく休憩いたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、副委員長の互選が行われました。その結果、議会運営委員会副委員長に、藤堂与三郎議員が互選されたので報告いたします。

次に、日程第5 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。  
指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。  
彦根市・犬上郡営林組合議会議員に、山崎昭次議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山崎昭次議員を彦根市・犬上郡営林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎昭次議員が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました山崎昭次議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

次に、日程第6 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せん  
にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、同じく山崎昭次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山崎昭次議員を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎昭次議員が大滝山林組合議会議員

に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました山崎昭次議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定より、当選人の告知をいたします。

次に、日程第7 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、「関係市町の議会の議員並びに長及び副市町長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙する」となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、北川町長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました北川町長を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北川町長は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました北川町長が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

次に、日程第8 議案第55号から日程第10 議案第57号までの3議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第55号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年11月25日。

甲良町長。

議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年11月25日。

甲良町長。

議案第57号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年11月25日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第55号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条の改正でございます。14条の3第1項中および第2項中は住宅手当の規定で、新築持ち家5カ年に限って月額2,500円を支給することを廃止するものであります。

また、14条の3第1項第2号および第2項第2号が削除されたことによりまして、文言整理がいたしているものでございます。

次に、第22条第2項中、「100分の160」を「100分の150」に改めることは、12月に支給する期末手当を0.1カ月減額するもので、「100分の85」を「100分の80」に改めることは、12月に支給する再任用職員の期末手当を0.05カ月減額するもので、第23条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の70」に改めることは、12月に支給する職員の勤勉手当を0.05カ月分減額するものであります。

別表第1中行政職の給料表についてを改めるものでございます。給料表を飛んでいただいて、7枚おめくりをいただきまして、7枚目の第2条でございます。第22条第2項中、「100分の140」を「100分の125」に改めるものは、6月支給の期末手当を0.15カ月減額するもので、「100分の75」を「100分の65」に改めることは、6月支給の再任用職員の期末手当を0.1カ月減額であります。「100分の80」を「100分の85」に改めるものは、12月支給の再任用職員の期末手当を0.05カ月還元す

るものであります。

次のページであります。

第3条の改正につきましては、給料切りかえに伴う経過措置でありまして、給料月額に100分の99.76を乗じて得た額、すなわち0.24%の減額でございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行するものであります。ただし、2条の規定は、平成22年4月1日から施行するものであります。

付則の2項は、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置であります。

次のページの第3項は、規則への委任でございます。

次に、議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条につきましては、第3条第1項中、「100分の175」を「100分の165」に改めるもので、0.1カ月の期末手当の、12月に支給する期末手当の減額であります。

第2条につきましては、第3条第1項中、「100分の160」を「100分の145」に改めるもので、6月支給の期末手当を0.15カ月減額するものであります。

付則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第57号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条関係では、第2条第1項中、「100分の175」を「100分の165」に改めるもので、12月支給の期末手当を0.1カ月減額であります。

第2条につきましては、第2条第1項中、「100分の160」を「100分の145」に改めることは、6月支給の期末手当を0.15カ月減額するものであります。

付則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。



2点、質問させていただきます。

1つは、3議案をまとめてですので、55号関係で減額になる総額、甲良町で試算をされておられると思いますが、55号関係では幾らの、1年ベースで幾らの減額になるのか、それから、同じく56号関係では幾らになるのか、そして、57号関係では幾らになるのか、これが1つの質問です。

もう一つは、職員組合との協議をなされたのか、そして、なされたのであれば、どういう内容で協議をされたのか、労働者側、職員側はどんな合意といたしますか、見解を持っておられるのか、この2点、よろしく願いいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、減額の総額でございます。第55号、職員につきましては、現在のところの試算でございますので確たる数字ではないかもしれませんが、709万9,000円、それから、56号では6万4,000円、57号では15万2,000円であります。

それから、職員組合との協議であります。人事院勧告の組合情報がチラシで配られるのがいち早い情報でありまして、それも含めて職員給与につきましては組合執行部との協議は連続的に進めてまいりました。甲良町だけではなくて、国・県・甲良町、あるいは近隣地域ということで、人事院勧告の制度そのものは当局も組合も尊重するという立場で合意をしているところがございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、今の回答の中身を見まして、その上で、基本的に人事院勧告、6月の議会でも、私、討論で私の見解を述べさせていただきましたが、民間のベースが引き下がっている、それに合わず、つまり低い方に合わすということで、景気の回復をしていくものところの人事院、それから政府の関係ですけれども、そういう点では基本的に手当の仕方が間違っているというように思うわけですけれども、つまり、労働者の賃金が引き下がり、これで9年になりますね。10年近くになるわけですけれども、労働者の給与水準は下がり続けています。

一方、企業のいろんな観測、データ類は、政府の方も底打ちをしたとか、回復の見込みとか言われていますが、労働者の賃金としては回復をしない、していない状況であります。

そういう中で、民間と格差を合わすという口実で、公務員の給料も引き下がる方向なんです。それについて私としては、そういう手当の仕方は間違いというように思っていますが、この人事院勧告の骨子そのもの、そして、景気回復や労働者の給与手当を充実させるという観点からはどのような見解

を持っておられるか、お聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 根本的なコメントは、私はその立場にはありませんが、今日の勧告の骨子の囲みの下の1番の給与勧告の基本的な考え方、いわゆる1つが労働基本権制約の代償措置等々、2つ書かれておりますので、それと民間給与の調査比較というところで、公務員給与が上がる場合にも民間比較、さらには、今回の下がるような場合でも民間比較というのがベースであるというふうに思っております。

それから、もう1点は、この勧告にあたっての人事院総裁の談話の一部がありますが、情勢適用の原則に基づき、経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して決定することは国民の理解を得られる適正な給与水準を確保するものとして定着しており云々でございまして、一応そういう仕組み、ルールで今回公務員給与が国・県・町という形での提案をさせてもらっているというものでございます。

○山田議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3議案続けてですか。

○山田議長 はい。

○西澤議員 9番 西澤です。

55号の関係については、職員の給料はもともと生活給料の性格を持っています。家計を今温めること自体が景気の回復に大きく影響する。統計上も景気の回復の6割を個人消費が占めるというのは、学者であれ、そして経済界であれ、一目を置いている、承認をしている事案であります。そういう点からも、民間の給与が引き下がっているのは自然現象ではありません。

そういう点では、労働者に全く責任がない問題であります。確かに民間格差の点でいろんな批判がされます。公務員はぬるま湯につかったままというのを言われますが、実際には住民、また国民の生活を支える全体の奉仕者としてのいろんな仕事、サービス部門を担っています。そういう点では、そこに働く労働者としての生活水準を維持をするということが非常に大事でありますし、そのことを根本から人事院勧告は無視をした内容になっています。いろんな基本的な考え方が人事院勧告でされていますが、労働者の賃金が引き下がっている問題は、繰り返しますが、自然現象ではなくて非正規の労働者が増え、そして企業の勝手放題の部分が占めて賃金が引き下げられるとい

うのが連続して続いています。そういう意味でも、これに右へならえという形になるわけで、55号については反対をいたします。

それから、56号の関係については、生活給ではございません。特別職、子どもを含めて生活給の部分も中には含まれていますが、任務給、役職給という性格を持つものだろうというように思います。そういう点では、現在の給与水準、一般と比べて非常に高いという状況ではありませんが、こういう経済状況、それから町民との意識感覚を埋めるという立場から見れば、もっともっと引き下げるべき内容だろうというように思います。

しかし、今回提出されたものは、引き下げるという方向が示されている金額であります。金額としても非常に、年間、56号では6万4,000円、それから57号では15万2,000円という金額であります。引き下げの方向を示しているということで、56号、57号については賛成をさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号から議案第57号までの3議案を一括採決いたします。

(「別々の議案ですので分けて」の声あり)

○山田議長 それでは、議案第55号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

初めての臨時議会、条例案55号から57号、十分にご審議をいただきまして、賛成多数で可決をしていただきました。大変ありがとうございました。

所信表明の中でいろいろとお話をさせていただきました。そのことを1つずつ着実に成果を上げるために、粉骨砕身、一生懸命頑張らせていただきたい、このように思いますので、これからも議員の皆さんにおかれましては、1つずつ細かなアドバイスもちょうだいしながら進めてまいりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

いよいよ寒さも厳しくなっております。皆さんも私のように風邪をひかないようにご自愛をいただいて、日々お過ごしをいただけたら大変ありがたいと思います。

本日は、ご苦労さんでございました。

○山田議長 これをもって、平成21年第3回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 建 部 孝 夫